監査監第１７２６号
令和５年３月３０日

さいたま市長　清水勇人　様
さいたま市議会議長　中島隆一　様

さいたま市監査委員　大内美幸
同　工藤道弘
同　江原大輔
同　渋谷佳孝

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1　基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2　監査の対象

⑴　出資団体

公益財団法人さいたま市公園緑地協会

⑵　所管課

都市局　みどり公園推進部　都市公園課

⑶　対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和３年度及び他の年度）

3　監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

⑴　所管課

ア　出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ　出資金等の支出手続は適正か。

ウ　出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ　出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ　出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ　増・減資等はあるか。

キ　有価証券の保管は良好か。

⑵　出資団体

ア　定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ　出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ　決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ　事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ　経営成績及び財政状態は良好か。

カ　収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。

キ　経理・庶務事務は適正に行われているか。

ク　会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

ケ　資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

コ　現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

サ　経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。

シ　団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

ス　団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

セ　公益法人会計基準適用団体について、公益法人制度改革にのっとった事業運営が行われているか。

ソ　団体の機関は有効に機能しているか。

4　監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5　監査の実施場所及び日程

⑴　実施場所

監査事務局及び対象団体内

⑵　監査期間

令和４年１１月２８日（月）から令和５年３月２７日（月）まで

6　出資団体の概要

⑴　設立目的

埼玉県内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を推進するとともに都市緑化の普及啓発を行うこともって、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

⑵　事業内容

ア　公園文化の創造と展開のために、施設の活性化を目的とした市民協働型の都市公園等の運営・管理・維持を行うことにより利用の促進及び公園機能の増進を図る事業

イ　緑の基金の造成・管理・運用による都市緑化助成や普及・啓発を通じた緑化推進を目的とする事業

ウ　公園文化の創造と展開を目的とした都市公園等の広報強化及び公園文化の調査・研究事業

エ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑶　出資状況

市の出資金は２，８００万円であり、出資比率は１００％である。

7　監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

⑴　都市局　みどり公園推進部　都市公園課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

⑵　公益財団法人さいたま市公園緑地協会

定款及び諸規程の整備、設立目的に沿った事業の運営、法令等に準拠した決算諸表等の作成、関係帳票等の整備、会計経理及び財産管理等について、関係書類等を調査した結果、事務の一部に次のとおり適正な事務執行を要する事項が見受けられた。

ア　棚卸資産の評価方法において、最終仕入原価法を採用しているが、期中の仕入れがなかったにもかかわらず、期中で仕入れた場合の単価で棚卸資産を計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。

イ　貸借対照表及び貸借対照表内訳表において、貸借対照表日後１年以内に支払期限が到来するリース債務を、流動負債へ計上していなかったので、リース取引に関する会計基準に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

ウ　予算の流用において、常務理事決裁とすべきところを事務局長決裁としていたので、公益財団法人さいたま市公園緑地協会理事職務権限規程第７条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。